

北方町広告掲載に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町の資産に民間企業等の広告を掲載することに関し必要な事項を定め、町の資産の有効活用及び財源の確保、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告媒体)

第2条 町の資産のうち民間企業等の広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 町のホームページ
- (2) 町が発行する印刷物又は刊行物
- (3) 町の財産
- (4) その他町長が別に定めるもの

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 青少年の健全育成の妨げとなるもの若しくは公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 個人又は団体の名刺広告又は意見広告
- (5) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (6) 良好な美観風致を害するおそれのあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載することが不適當であると町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な基準は、別に定める。

(広告の募集)

第4条 町長は、広告を募集するときは、広告媒体ごとに次に掲げる事項を別に定めるものとする。

- (1) 募集する広告媒体の名称及び内容
- (2) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
- (3) 広告の募集方法
- (4) 広告掲載料
- (5) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める事項

(広告主の責務)

第5条 広告を掲載する者（以下「広告主」という。）は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、次に掲げる事項について町に保証するものとする。

- (1) 広告の内容が第三者の権利を侵害するものでないこと。
- (2) 広告の内容に関する財産権のすべてについて権利処理が完了していること。

3 広告主は、第三者から広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等があったときは、自らの責任及び負担において解決しなければならない。

(広告掲載の取消等)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消し、又は広告の掲載に係る契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき。
- (2) 広告主が町の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (3) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事件を起こしたとき。
- (4) 広告主の倒産、解散等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (5) 広告主が書面により、広告の掲載の取下げを申し出たとき。
- (6) 第3条の規定に該当することとなったとき。
- (7) 町の業務上やむを得ない事由が発生したとき。

(広告掲載料の還付)

第7条 既に納付した広告掲載料は、これを還付しない。ただし、広告主の責に帰すことができない事由により、広告の掲載を取り消し、又は広告の掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

(広告審査委員会)

第8条 広告の掲載における重要事項について審査するため、北方町広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、副町長をもって充てる。ただし、副町長が欠けたときは、総務危機管理課長をもって充てる。
- 4 委員は、町長部局及び教育委員会部局の課長ならびに会計管理者をもって充てる。
- 5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会の会議は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席をもって成立とする。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務危機管理課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年告示第 79 号）

この要綱は、公表の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年告示第 18 号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年告示第 127 号）

この告示は、公表の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。